

**2026 年度末には（紙の）
小切手や手形が使えなくなる !?**

いまから利用を検討しておきたい

（電子記録債権）

「でんさい」 の基本が 理解できる講座

水谷 I T 支援事務所代表
水谷 哲也

経理担当者にとってなじみの深い（紙の）小切手や手形ですが、印紙税などのコストや紛失・盗難のリスクなどもあることから、2026年度末までに廃止される予定となっています。そこで注目を集めているのが「でんさい」（電子記録債権）です。メガバンクが独自に提供している電子記録債権サービスと違い、「でんさい」は全国500以上の都市銀行、地方銀行、信用金庫がネットワークに参加しているため、非常に利便性が高いのが特徴です。そうしたことから、（紙の）小切手や手形の廃止を見据えて「でんさい」の利用を検討している中小企業も多いようです。ここでは経理担当者が押さえておきたい「でんさい」の仕組みを分かりやすく解説します。

江戸時代、ベストセラーになった「東海道中膝栗毛」では、弥次さん、喜多さんがひよんなことから15両という大